

第一級海上無線通信士
第二級海上無線通信士
第三級海上無線通信士

「法規」試験問題

20問 2時間30分

A－1 次の記述は、海上移動業務の無線局の予備免許等について述べたものである。電波法（第8条、第9条及び第11条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、無線局の免許の申請について、電波法第7条（申請の審査）の規定により審査した結果、その申請が同条第1項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる事項を指定して、無線局の予備免許を与える。
- (1) 工事落成の期限 (2) 電波の型式及び周波数 (3) 識別信号 (4) A (5) 運用許容時間
- ② 総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があった場合において、相当と認めるときは、①の(1)の期限を延長することができる。
- ③ ①の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ B なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- ④ ③の変更は、 C に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条第1項第1号の技術基準に合致するものでなければならない。
- ⑤ ①の予備免許を受けた者は、 B で、通信の相手方、通信事項又は無線設備の設置場所を変更することができる。
- ⑥ ①の(1)の期限（②による期限の延長があったときは、その期限）経過後 D 以内に電波法第10条（落成後の検査）の規定による工事落成の届出がないときは、総務大臣は、その無線局の免許を拒否しなければならない。

A	B	C	D
1 空中線電力	総務大臣に届け出	周波数、電波の型式又は実効 ^{ふく} 輻射電力	1 箇月
2 空中線電力	総務大臣の許可を受け	周波数、電波の型式又は空中線電力	2 週間
3 実効 ^{ふく} 輻射電力	総務大臣の許可を受け	周波数、電波の型式又は実効 ^{ふく} 輻射電力	1 箇月
4 実効 ^{ふく} 輻射電力	総務大臣に届け出	周波数、電波の型式又は空中線電力	2 週間
5 空中線電力	総務大臣の許可を受け	周波数、電波の型式又は空中線電力	1 箇月

A－2 次に掲げる無線設備の機器のうち、その型式について、総務大臣の行う検定に合格したものでなければ、施設してはならない（注）ものに該当しないものはどれか。電波法（第37条）及び電波法施行規則（第11条の4）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 ただし、総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であって総務省令で定めるものを施設する場合は、この限りでない。

- 1 旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であって、国際航海に従事するものに備える衛星非常用位置指示無線標識
- 2 船舶安全法第2条（同法第29条の7の規定に基づく政令において準用する場合を含む。）の規定に基づく命令により船舶に備えなければならないレーダー
- 3 電波法第34条（義務船舶局等の無線設備の条件）に規定する義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局の無線設備の機器
- 4 F3E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う海岸局の無線設備の機器であって、無線通信規則付録第18号（VHF海上移動周波数帯における送信周波数の表）の表に掲げる周波数を使用するもの

A－3 次の記述は、船舶局無線従事者証明について述べたものである。電波法（第48条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 電波法第39条（無線設備の操作）第1項本文の総務省令で定める義務船舶局等（注）の無線設備の **A** を行おうとする者は、総務大臣に申請して、船舶局無線従事者証明を受けることができる。
- 注 義務船舶局等とは、義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。以下同じ。
- ② 総務大臣は、船舶局無線従事者証明を申請した者が、総務省令で定める **B** を有し、かつ、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、船舶局無線従事者証明を行わなければならない。
- (1) 総務大臣が当該申請者に対して行う義務船舶局等の無線設備の **A** に関する訓練の課程を修了したとき。
- (2) 総務大臣が(1)の訓練の課程と同等の内容を有するものであると認定した訓練の課程を修了しており、その修了した日から **C** を経過していないとき。

A	B	C
1 監督及び保守	無線従事者の資格及び業務経歴	5年
2 監督及び保守	無線従事者の資格	3年
3 操作又はその監督	無線従事者の資格及び業務経歴	3年
4 操作又はその監督	無線従事者の資格	5年

A－4 次の記述は、海上移動業務の無線局の免許状に記載された事項の遵守について述べたものである。 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、免許状に記載された目的又は **A** の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。
- (1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通信
- ② 無線局を運用する場合においては、 **B** 、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状又は登録状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- ③ 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の(1)及び(2)に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- (1) 免許状又は登録状に記載された **C** こと。
- (2) 通信を行うため必要最小のものであること。
- ④ 無線局は、免許状に記載された **D** でなければ、運用してはならない。ただし、①の(1)から(6)までに掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

A	B	C	D
1 通信の相手方、通信事項 若しくは工事設計書	無線設備の設置場所、 無線設備の常置場所	ところによる	運用義務時間内
2 通信の相手方若しくは通信事項	無線設備の設置場所、 無線設備の常置場所	ものの範囲内である	運用義務時間内
3 通信の相手方、通信事項 若しくは工事設計書	無線設備の設置場所、 無線設備の常置場所	ものの範囲内である	運用義務時間内
4 通信の相手方若しくは通信事項	無線設備の設置場所	ものの範囲内である	運用許容時間内
5 通信の相手方若しくは通信事項	無線設備の設置場所	ところによる	運用許容時間内

A－5 次に掲げる無線設備の操作（モールス符号による通信操作を除く。）のうち、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士又は第三級海上無線通信士の資格を有する無線従事者が行うことのできる無線設備の操作に該当しないものはどれか。電波法施行令（第3条）の規定に照らし、下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1 海岸地球局の無線設備の国際通信のための通信操作
- 2 海岸局及び船舶のための無線航行局の無線設備の通信操作
- 3 船舶に施設する無線設備（航空局の無線設備を除く。）の国際通信のための通信操作
- 4 海岸局及び海岸地球局の無線設備並びに船舶のための無線航行局の無線設備で空中線電力5キロワット以下のものの外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作

A－6 無線局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第56条、第57条、第58条及び第59条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1 実験等無線局及びアマチュア無線局の行う通信には、暗語を使用してはならない。
- 2 無線局は、次に掲げる場合には、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
 - (1) 無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するとき。
 - (2) 実験等無線局を運用するとき。
- 3 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信（注）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第2項の通信であるものを除く。

- 4 無線局は、電波を発射しようとする場合において、当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間自己の電波を発射しないことを確保する機能等総務省令で定める機能を有することにより、他の無線局又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるものでなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

A－7 次の記述は、義務船舶局の双方向無線電話及び遭難自動通報設備の機能試験について述べたものである。無線局運用規則（第7条から第8条の2まで）及び電波法施行規則（第38条の4）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- ① 双方向無線電話を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中 **A** 当該無線設備によって **B** 、その機能を確かめておかなければならない。
- ② ①により機能を確かめた結果、その機能に異状があると認めたときは、その旨を **C** に通知しなければならない。
- ③ 義務船舶局の遭難自動通報設備においては、 **D** ごとに、別に告示する方法により、その無線設備の機能を確かめておかなければならない。
- ④ 義務船舶局の免許人は、③の機能試験をしたときは、実施の日及び試験の結果に関する記録を作成し、当該試験をした日から2年間、これを保存しなければならない。

A	B	C	D
1 毎日1回以上	通信連絡を行い	当該船舶局の免許人	1年以内の期間
2 毎月1回以上	試験電波を発射して	当該船舶局の免許人	6箇月以内の期間
3 毎月1回以上	通信連絡を行い	船舶の責任者	1年以内の期間
4 毎日1回以上	試験電波を発射して	船舶の責任者	6箇月以内の期間

A－8 海岸局及び船舶局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第62条）及び無線局運用規則（第22条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその呼出しを中止しなければならない。
- 2 海岸局は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、その妨害を除去するためにその運用の停止を命令することができる。
- 3 船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式若しくは周波数について、海岸局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。
- 4 船舶局の運用は、その船舶の航行中に限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

A－9 緊急通信に関する次の記述のうち、電波法（第67条）及び無線局運用規則（第93条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、緊急信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、その通信が終了するまでの間継続してその緊急通信を受信しなければならない。
- 2 モールス無線電信又は無線電話による緊急信号を受信した海岸局、船舶局又は船舶地球局は、緊急通信が行われないうち又は緊急通信が終了したことを確かめた上でなければ再び通信を開始してはならない。
- 3 モールス無線電信又は無線電話による緊急通信が自局に対して行われるものでないときは、海岸局、船舶局又は船舶地球局は、無線局運用規則第93条（緊急通信を受信した場合の措置）第2項の規定にかかわらず緊急通信に使用している周波数以外の周波数の電波により通信を行うことができる。
- 4 海岸局、海岸地球局又は船舶局若しくは船舶地球局は、自局に係のある緊急通報を受信したときは、直ちにその海岸局、海岸地球局又は船舶の責任者に通報する等必要な措置をしなければならない。

A－10 次の記述は、海上移動業務における遭難通信、緊急通信又は安全通信において使用する電波について述べたものである。無線局運用規則（第70条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

海上移動業務における遭難通信、緊急通信又は安全通信は、次の(1)から(3)までに掲げる場合にあっては、それぞれ(1)から(3)までに掲げる電波を使用して行うものとする。ただし、 A を行う場合であって、これらの周波数を使用することができないか又は使用することが不適当であるときは、この限りでない。

- (1) デジタル選択呼出装置を使用する場合
F1B電波 B 、4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz若しくは16,804.5kHz又はF2B電波 C
- (2) デジタル選択呼出通信に引き続いて無線電話を使用する場合
J3E電波 D 、4,125kHz、6,215kHz、8,291kHz、12,290kHz若しくは16,420kHz又はF3E電波156.8MHz
- (3) 無線電話を使用する場合（(2)に掲げる場合を除く。）
A3E電波27,524kHz若しくはF3E電波156.8MHz又は通常使用する呼出電波

A	B	C	D
1 遭難通信	2,174.5kHz	156.3MHz	2,182kHz
2 遭難通信	2,187.5kHz	156.525MHz	2,182kHz
3 遭難通信又は緊急通信	2,187.5kHz	156.3MHz	2,177kHz
4 遭難通信又は緊急通信	2,174.5kHz	156.525MHz	2,177kHz

A－11 次の記述は、誤った遭難警報を送信した場合の措置について述べたものである。無線局運用規則（第75条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、誤って遭難警報を送信した場合は、直ちにその旨を

A

 へ通報しなければならない。
- ② 船舶局は、

B

 誤った遭難警報を送信した場合は、当該遭難警報の周波数に関連する無線局運用規則第70条の2（使用電波）第1項第3号に規定する周波数の電波を使用して、無線電話により、次に掲げる事項を順次送信して当該遭難警報を取り消す旨の通報を行わなければならない。

(1) 各局

3回

(2) こちらは

1回

(3) 遭難警報を送信した船舶の船名

3回

(4) 自局の呼出符号又は呼出名称

1回

(5) 海上移動業務識別

1回

(6) 遭難警報取消し

1回

(7) 遭難警報を発射した時刻（協定世界時であること。）

1回

③ 船舶局は、②に掲げる遭難警報の取消しを行ったときは、

C

 しなければならない。
- | A | B | C |
|------------|-----------------|-------------------------|
| 1 海上保安庁 | デジタル選択呼出装置を使用して | 当該取消しの通報を行った周波数によって聴守 |
| 2 適当な一般海岸局 | 無線電話により | 当該取消しの通報を行った周波数によって聴守 |
| 3 海上保安庁 | 無線電話により | 適当な間隔をおいてその通報を少なくとも2回反復 |
| 4 適当な一般海岸局 | デジタル選択呼出装置を使用して | 適当な間隔をおいてその通報を少なくとも2回反復 |
- A－12 遭難警報等を受信した船舶局のとるべき措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第81条の5）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。
- 1 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して送信された遭難警報若しくは遭難警報の中継又は電波法施行規則第36条の2（遭難通信等）第1項第4号に定める方法により送信された遭難警報の中継を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者に通知しなければならない。

2 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯以外の周波数の電波により送信された遭難警報を受信した場合において、当該遭難警報に使用された周波数の電波によっては海岸局と通信を行うことができない海域にあり、かつ、当該遭難警報が付近にある船舶からのものであることが明らかであるときは、遅滞なく、これに応答し、かつ、当該遭難警報を適当な海岸局に通報しなければならない。

3 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯以外の周波数の電波により送信された遭難警報を受信した場合において、当該遭難警報に使用された周波数の電波によって海岸局と通信を行うことができない海域にあるとき以外のとき、又は当該遭難警報が付近にある船舶からのものであることが明らかであるとき以外のときは、当該遭難警報を受信した周波数で聴守を行わなければならない。

4 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯の周波数の電波により送信された遭難警報を受信し、当該遭難警報を受信した周波数で聴守を行った場合であって、その聴守において、当該遭難警報に対していずれの海岸局の応答も認められないときは、通信可能の範囲内にあるすべての船舶局に対して遭難警報の中継の送信を行わなければならない。
- (XY／YY／ZY303－5)

A－13 次の記述は、無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるときに、総務大臣がその無線局に対して行う処分等について述べたものである。電波法（第72条、第73条及び第110条）の規定に照らし、 内に入るべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に **A** を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、①の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に **B** なければならない。
- ③ 総務大臣は、②により発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに **C** しなければならない。
- ④ 総務大臣は、①の **A** を命じたとき、②の申出があったとき、その他電波法の施行を確保するため特に必要があるときは、その職員を無線局に派遣し、その無線設備等を検査させることができる。
- ⑤ ①によって臨時に **A** を命ぜられた無線局を運用した者は、 **D** 懲役又は100万円以下の罰金に処する。

A	B	C	D
1 電波の発射の停止	電波を試験的に発射させ	①の電波の発射の停止を解除	1年以下の
2 電波の発射の停止	電波の質の測定結果を報告させ	①の電波の発射の停止を解除	2年以下の
3 無線局の運用の停止	電波を試験的に発射させ	①の運用の停止を解除	2年以下の
4 無線局の運用の停止	電波の質の測定結果を報告させ	①の運用の停止を解除	1年以下の

A－14 海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）における海岸局、船舶局等の聴守に関する次の記述のうち、無線通信規則（第31条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 GMDSSにおいて聴守の責任を有する海岸局は、海岸局及び特別業務の局の局名録において公表された情報に示す周波数で、及びこれに示す時間中自動のデジタル選択呼出しの聴守を維持する。
- 2 GMDSSにおいて聴守の責任を有する海岸地球局は、宇宙局が中継する遭難警報のために無休の自動の聴守を維持する。
- 3 船舶局は、海上にある間、その設備を有する場合には、その船舶局が運用している周波数帯の適切な遭難及び安全のための呼出周波数で自動のデジタル選択呼出しの聴守を維持する。また、船舶局は、その設備を有する場合には、船舶向けの気象警報、航行警報その他の緊急な情報の送信を自動受信するため適切な周波数で聴守を維持する。
- 4 無線通信規則第7章（遭難通信及び安全通信）の規定に適合する船舶局は、海上にある間常時、周波数156.8MHz（VHFチャンネル16）で聴守を維持しなければならない。
- 5 無線通信規則第7章（遭難通信及び安全通信）の規定に適合する船舶地球局は、海上にある間、通信チャンネルで通信している場合を除いて、聴守を維持する。

A－15 次の記述は、海上における遭難及び安全のための世界的な制度（GMDSS）における船舶局又は船舶地球局による遭難警報又は遭難呼出しの送信について述べたものである。無線通信規則（第32条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶から陸上向けの遭難警報又は遭難呼出しは、船舶が遭難していることを A を経由して救助調整本部に警報するために使用する。これらの警報は、衛星経由（船舶地球局又は衛星EPIRBから）の送信の利用及び地上業務（船舶局及びEPIRBから）の利用を基本とする。
- ② 船舶から船舶向けの遭難警報は、遭難船舶の付近にある他の船舶に警報するために使用するものであり、VHF帯及びMF帯における B の使用を基本とする。さらに、HF帯を使用することができる。
- ③ デジタル選択呼出手順のための装置を備える船舶局は、できる限り多くの船舶の注意を喚起するため、遭難警報に引き続いて直ちに C 。
- ④ デジタル選択呼出手順のための装置を備えていない船舶局は、実効的な場合には、周波数156.8MHz（VHFチャンネル16）で無線電話による遭難呼出し及び遭難通報を送信して遭難通信を開始する。

A	B	C
1 海岸局又は海岸地球局	デジタル選択呼出し	遭難呼出し及び遭難通報を送信することができる
2 他の船舶局又は船舶地球局	デジタル選択呼出し	遭難呼出しを送信しなければならない
3 他の船舶局又は船舶地球局	無線電話	遭難呼出し及び遭難通報を送信することができる
4 海岸局又は海岸地球局	無線電話	遭難呼出しを送信しなければならない

B－1 海上移動業務の無線局の免許の内容の変更に関する次の記述のうち、電波法（第17条、第18条及び第19条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、これらの規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 無線局の免許人は、通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、無線設備の変更の工事であって、総務省令で定める軽微な事項のものについては、この限りでない。
- イ 無線設備の変更の工事は、周波数、電波の型式又は実効^{きく}輻射電力に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項の無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準に合致するものでなければならない。
- ウ 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査（注）を受け、当該変更又は工事の結果が電波法第17条（変更等の許可）第1項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、当該無線局の無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
注 以下エにおいて「変更検査」という。
- エ 変更検査は、変更検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について電波法第24条の2第1項又は第24条の13第1項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、その一部を省略することができる。
- オ 総務大臣は、無線局の免許人が電波の型式又は周波数の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。

B－2 無線設備を設ける場所の要件に関する次の記述のうち、電波法（第34条）の規定に照らし、義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局の無線設備（総務省令で定めるものを除く。）を設ける場所の要件として、この規定に定めるところに適合するものを1、この規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 航海船橋又は航海船橋に隣接する場所であること。
- イ 無線設備を設置するための無線通信室が他の室から独立して設けられた場所にあること。
- ウ 当該無線設備の機能に障害を及ぼすおそれのある水、温度その他の環境の影響を受けない場所であること。
- エ 当該無線設備の操作に際し、機械的原因、電気的原因その他の原因による妨害を受けることがない場所であること。
- オ 当該無線設備につきできるだけ安全を確保することができるように、その場所が当該船舶において可能な範囲で高い位置にあること。

B－3 次の記述は、海上移動業務における無線電話による試験電波の発射について述べたものである。無線局運用規則（第39条、第14条及び第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に ア 電波の周波数及びその他必要と認める周波数によって聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後、次の(1)から(3)までの事項を順次送信し、更に1分間聴守を行い、他の無線局から停止の請求がない場合に限り、「 イ 」の連続及び自局の呼出名称1回を送信しなければならない。この場合において、「 イ 」の連続及び自局の呼出名称の送信は、 ウ を超えてはならない。
- (1) エ 3回
(2) こちらは 1回
(3) 自局の呼出名称 3回
- ② ①の試験又は調整中は、しばしばその電波の周波数により聴守を行い、 オ を確かめなければならない。

- | | | |
|------------------------|-----------------------|-------------------|
| 1 遭難通信、緊急通信又は安全通信に使用する | 2 自局の発射しようとする | 3 試験電波発射中 |
| 4 本日は晴天なり | 5 10秒間 | 6 30秒間 |
| 7 ただいま試験中 | | |
| 8 各局 | 9 他の無線局から停止の要求がないかどうか | 10 他の通信に混信を与えないこと |

B－4 海上移動業務の無線局の免許状に関する次の記述のうち、電波法（第14条、第21条及び第24条）及び電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、これらの規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 総務大臣は、無線局の予備免許を与えたときは、免許状を交付する。
- イ 免許状には、免許の年月日及び免許の番号、免許人の氏名又は名称及び住所、無線局の種別、無線局の目的、通信の相手方及び通信事項、無線設備の設置場所、免許の有効期間、識別信号、電波の型式及び周波数、空中線電力並びに運用許容時間を記載しなければならない。
- ウ 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- エ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、3箇月以内にその免許状を返納しなければならない。
- オ 無線局に備え付けておかなければならない免許状は、別に定める無線局を除き、主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。

B－5 次の記述は、無線局からの混信の防止について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① ア は、不要な伝送、過剰な信号の伝送、虚偽の又はまぎらわしい信号の伝送、識別表示のない信号の伝送を行ってはならない（無線通信規則第19条（局の識別）に定める場合を除く。）。
- ② 送信局は、業務を満足に行うため イ 電力で輻射する。
- ③ 混信を避けるために、送信局の ウ 及び、業務の性質上可能な場合には、受信局の ウ は、特に注意して選定しなければならない。
- ④ 混信を避けるために、不要な方向への輻射又は不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、 エ の利点をできる限り利用して、最小にしなければならない。
- ⑤ 混信を避けるために、無線通信規則第22条に定める条件（宇宙局は、無線通信規則に基づいて要求されるときは、 オ することができる装置を備え付けなければならない。）を満たさなければならない。

- | | | | |
|----------------------|------------------------------|-------------|------------|
| 1 国際通信を行う局 | 2 すべての局 | 3 必要な最小限の | 4 十分余裕をもった |
| 5 位置 | 6 無線設備 | 7 無指向性のアンテナ | 8 指向性のアンテナ |
| 9 遠隔指令により電波の発射を直ちに停止 | 10 遠隔指令によりその発射する電波の周波数を直ちに変更 | | |